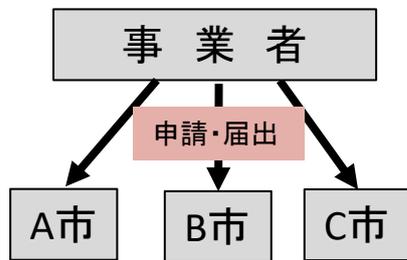


2023年4月1日より指定給水装置工事事業者の登録等事務の手続き方法が変わります

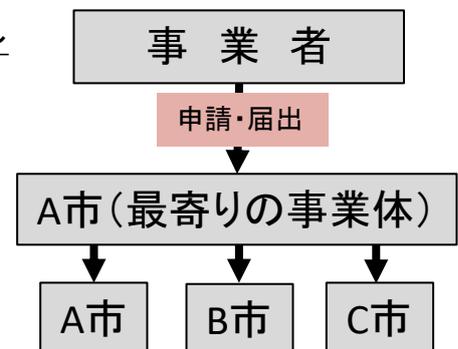
東三河管内で事業者の登録手続きをする際、登録を希望する**最寄りの事業体1箇所に申請・届出書類一式を一部提出すれば、他の事業体に同様の書類を提出する必要がなくなります。**（ただし登録を希望しない事業体には提出できません）

※指定証の受理、登録手数料の支払いは従来通り各事業体で行います

現行



R5.4~



●参画事業体

豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村

●対象となる手続き

【給水】

- 1) 新規指定の申請
- 2) 主任技術者の選任・解任の届出
- 3) 指定事項の変更の届出
- 4) 指定事業者廃止・休止・再開の届出
- 5) 指定事業者証の再交付申請

※5年ごとの更新は対象外

●提出方法

提出先の事業体の要件・手法による（ex. 豊川市の場合：直接提出となります）

●提出書類 共同化参画事業体間での共通様式とする

- ・ 提出書類の様式（宛先が連名になります）
【給水】 変更あり
- ・ 必要となる添付書類
【給水】 変更なし

※詳しくは「必要な提出書類一覧」「様式」参照